

# 環境物品等の調達の推進を図るための方針

令和 8 年 4 月  
外 務 省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

## I. 特定調達物品等の令和 8 年度における調達の目標

令和 8 年度における個別の特定調達物品等(環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和 8 年 2 月閣議決定。以下「基本方針」という。)に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの)の調達目標は、以下のとおりとする。

また、原材料に鉄鋼が使用された物品に対し、温室効果ガス削減に係る追加費用が一定以上の非化石電力を使用した鋼材の使用を共通の配慮事項として設定している。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

### 1. 紙類(情報用紙、印刷用紙、衛生用紙)

・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙 ・トイレトペーパー ・ティッシュペーパー
---

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

### 2. 文具類

・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット・印箱 ・公印 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレー ・消しゴム ・ステープラー(汎用型) ・ステープラー(汎用型以外) ・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ(本体) ・事務用修正具(テープ) ・事務用修正具(液状) ・クラフトテープ ・布粘着テープ(プラスチック製クロス テープを含む) ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペン スタンド ・クリップケース ・はさみ ・マグネット(玉) ・マグネット(バー) ・テープカッター ・パンチ(手動) ・モルトケース(紙めくり用スポンジケース) ・紙めくりクリーム ・鉛筆削(手動) ・OAクリーナー(ウエットタイプ) ・OAクリーナー(液タイプ) ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド ・OAフィルター(枠あり) ・丸刃式紙裁断機 ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・OHPフィルム ・絵筆 ・絵の具 ・墨汁 ・のり(液状)(補充用を含む。) ・のり(澱粉のり)(補充用を含む。) ・のり(固 形)(補充用を含む。) ・のり(テープ) ・ファイル(クリアーホルダー及びクリア ーファイルを除く) ・クリアーホルダー ・クリアーファイル ・バインダー ・ファ イリング用品 ・アルバム(台紙を含む。) ・つづりひも ・カードケース ・事務用封筒(紙製) ・窓付き封筒(紙製) ・けい紙 ・起案用紙 ・ノート ・パ ンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザ ・額縁 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機 等用テープ ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶・ボトルつぶし機(手動)
--

・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チ  
ヨーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

（注）クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダーにおいては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

### 3. オフィス家具等

・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーティション ・コートハンガ  
ー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード ・個室ブース ・ディスプレイ  
スタンド

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

### 4. 画像機器等

・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ  
・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ  
・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ

調達（リース、レンタルを含む）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

（注）コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機においては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

### 5. 電子計算機等

・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア

調達（リース、レンタルを含む）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

### 6. オフィス機器等

・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計 ・電子式卓上計算機  
・一次電池又は小形充電式電池

調達（リース、レンタルを含む）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

### 7. 移動電話等

・携帯電話 ・PHS ・スマートフォン

調達（リース、レンタルを含む）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

### 8. 家電製品

・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・電気便座  
・電子レンジ

調達（リース、レンタルを含む）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

（注）電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機においては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

### 9. エアコンディショナー等

・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式  
冷暖房機 ・ストーブ

調達（リース、レンタルを含む）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

（注）業務用エアコンディショナーにおいては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

## 10. 温水器等

・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水機器 ・石油温水機器 ・ガス調理機器

調達（リース、レンタルを含む）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

（注）ガス温水機器、石油温水機器においては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

## 11. 照明

・LED照明器具 ・LEDを光源とした内照式表示灯  
・電球形LEDランプ

調達（リース、レンタルを含む）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

（注）LED照明器具（投光器、防犯灯を除く）においては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

## 12-1. 自動車等

・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等  
・トラクタ

調達（リース、レンタルを含む）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

（注）また、調達する車両等は可能な限り「基準値1」による調達を目標とする（ただし、乗用車を除く。）。

## 12-2. タイヤ

・乗用車用タイヤ ・2サイクルエンジン油

調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

（注）また、乗用車用タイヤにおいては可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

## 13. 消火器

・消火器

調達（リース、レンタルを含む）を実施する場合は、調達目標は100%とする。

## 14. 制服・作業服

・制服 ・作業服 ・帽子 ・靴

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

（注）また、調達する製品は可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

## 15. インテリア・寝装寝具

・カーテン ・布製ブラインド ・金属製ブラインド ・タフテッドカーペット  
・タイルカーペット ・織じゅうたん ・ニードルパンチカーペット ・毛布 ・ふとん  
・ベッドフレーム ・マットレス

調達（リース、レンタルを含む）を実施する場合は、調達目標は100%とする。

（注）また、カーテン又は布製ブラインド（ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したもの）、タイルカーペット、毛布（ポリエステル繊維を使用したもの）、ふとん（ポリエステル繊維又は再使用した詰物を使用したもの）においては可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

## 16. 作業手袋

・作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

### 17. その他繊維製品

・集会用テント ・ブルーシート ・防球ネット ・旗 ・のぼり ・幕 ・モップ

調達（リース、レンタルを含む）を実施する場合は、調達目標は100%とする。

（注）また、集会用テント（ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したもの）、ブルーシート（ポリエステル繊維を使用したもの）においては可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

### 18. 設備

・太陽光発電システム（公共・産業用） ・太陽熱利用システム（公共・産業用） ・地中熱利用システム ・燃料電池 ・エネルギー管理システム ・生ゴミ処理機 ・節水器具 ・給水栓 ・日射調整フィルム ・低放射フィルム ・テレワーク用ライセンス ・Web会議システム

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

（注）また、太陽熱利用システムにおいては可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

（注）太陽光発電システム（公共・産業用）、太陽熱利用システム（公共・産業用）、地中熱利用システム、生ゴミ処理機は今年度調達予定なし。

（注）テレワーク用ライセンス、Web会議システムは今年度調達予定なし。

### 19. 災害備蓄用品

・災害備蓄用飲料水 ・アルファ化米 ・保存パン ・乾パン ・レトルト食品等  
・栄養調整食品 ・フリーズドライ食品 ・備蓄用作業服 ・非常用携帯燃料 ・携帯発電機 ・非常用携帯電源  
（注）毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池は他の分野と同品目）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

（注）また、災害備蓄用飲料水においては可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

### 20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に掲げられた資材・建設機械を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満たすものを使用することとする。なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

### 21. 役務

・省エネルギー診断 ・印刷 ・食堂 ・自動車専用タイヤ更生 ・自動車整備  
・庁舎管理 ・植栽管理 ・加煙試験 ・清掃 ・タイルカーペット洗浄  
・機密文書処理 ・害虫防除 ・輸配送 ・旅客輸送（自動車） ・庁舎等において営業を行う小売業務 ・クリーニング ・飲料自動販売機設置 ・引越輸送 ・会議運営  
・印刷機能等提供業務

調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

（注）なお、自動車専用タイヤ更生、加煙試験は今年度調達予定なし。

（注）なお、食堂及び小売業務は今年度1件調達予定。

（注）また、印刷、食堂においては可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

## 22. ゴミ袋等

・プラスチック製ごみ袋
-------------

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

### II. 特定調達物品等以外の令和8年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

上記I. 2. に掲げられていない文具類（事務用品類）についても、調達頻度の高い品目については可能な限り環境負荷の少ない製品の調達に努めることとする。

### III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 省内にグリーン調達のための推進本部を設ける。体制概要は下図のとおり。  
なお、本方針の運用に際しては、従来通り、必要に応じ省内関係課室とも協議する。
2. 本調達方針は本省内の全ての部局を対象とする。  
ただし、諸外国に設置されている我が国在外公館における調達に関しては、多くの国・地域において、グリーン購入法が規定する基準に適合した環境物品等が存在しない等、そもそも右物品等の調達が不可能又は極めて困難な状況にあるため対象外とする。なお、任国の実情に応じて可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。
3. 調達の実績は、品目毎にとりまとめ、公表する。
4. WTO政府調達協定及び会計法令との整合性に留意しつつ、調達する品目に応じて、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。機器類等については、可能な限り修理等を行い長期間の使用に努めるとともに、廃棄にあたっては、製造元によるリサイクルのための回収を推奨する。
5. 本調達方針に基づく調達担当窓口は大臣官房会計課とする。

## 外務省グリーン調達推進体制概要図

